

紺谷浩司先生——その人と学問

田邊 誠

紺谷浩司先生は、御定年まで一年半を残され、平成一四年九月末をもって御退官になった。先生は、昭和四二年三月に京都大学大学院法学研究科修士課程を修了後、直ちに広島大学政経学部の助手となられた。その後、講師、助教を歴任され、昭和五二年の学部改組後を経て、昭和五八年七月からは法学部教授として、民事訴訟法、民事執行法・保全法、ならびに倒産法の研究と、学部及び大学院での教育に携わってこられた。その間、昭和五一年七月から二年間、当時の西ドイツのアレキサンダー・フォン・フンボルト財団の研究者としてチュービンゲン大学に御留学され、ドイツ民事訴訟法の研究を深められた。

先生は、その御業績からも明らかかなように文字通り多趣味かつ多才な方であり、わたくしが存じ上げているのは、先生の多方面のご活躍のほんの一部にすぎない。そのような人間が先生のことを申し上げるのは適切とはいえないが、先生が多年にわたって勤めてこられた大学で最も近い位置にいた後輩として、また、専門を同じくする研究者の末席に連なる者として、わたくしの知る先生のお人柄と御研究の一端をご紹介することをもって、先生から長年にわたって頂戴した大きな学恩に対する、ささやかな感謝のしるしとなれば、これに過ぎる幸いはない。

先生は、大変に穏和なお人柄で、誰に対しても立腹されたところを拝見したことがない。これはわたくしに限らず、周りにいる人みんなに共通する印象であろう。また、先生は性別、年齢などを問わず、周りの人間すべてに対して細

かな気配りをなさるので、周りの者が恐縮することが度々であった。しかも、その気配りはまことに自然であり、真に身に付いたものであった。これは、先生が多くの趣味のうちでも特に造詣が深い茶道の精神に通じるところがあるのかもしれない。

先生の御研究は、多方面に及んでいるが、初期の御研究の柱といえるのは、民事裁判手続における当事者の手続保障の基本をなす審問請求権に関するものである。昭和四三年に書かれた助手論文である「民事手続における審問請求権について」(広島大学政経論叢一八巻)は、当時の西ドイツにおける審問請求権(Anspruch auf rechtliches Gehör)に関する議論を、わが国で初めて紹介されたもので、その後の御研究の出発点となった。その後、先生は、民事訴訟及び非訟手続における審問請求権の保障の内容と付与の方法、その保障の範囲、請求権違背の場合の救済等の内容を明らかにすることに努められた。先生の御研究によって、従来は異なるものとされてきた訴訟事件と非訟事件とを共通の尺度において比較することが可能となり、とりわけ、非訟事件の手続のあり方を考える際には、審問請求権の観点からのアプローチが有用であることが広く認識されるようになった。また、先生の御研究を踏まえて、学会では、審問請求権は憲法上の裁判を受ける権利の保障の一つと理解されるようになり、民事のみならず、刑事・行政の各手続においても重要な手続原則として、訴訟の当事者のみならず、利害関係人に対する手続上の権利保障(手続保障)について考察する際の基本となった。

さらに、先生は、この御研究の成果を家事調停委員としての実際の活動の場において検証され、家事調停において当事者が言い分を述べる機会をどう保障するか、当事者間の実質的な対等関係を保障する方法、当事者間の合意の効力の範囲・程度、調停手続の改善の方向といった問題について、実践の場での御経験を踏まえた検討を加えられ、実

実践的な提言をなさっている。

先生の御研究のもう一つの柱は、ハワイ大学ロースクールとの学術交流から生まれた一連の御研究である。先生の献身的なご尽力によって一九九〇年に広島市で開催された国際シンポジウムを間に挟んで、学術交流は約二〇年にわたって実施されたが、先生はそのすべてについて、企画、実施のための資金の調達、訪問研究者に対する心配りなど、時間を惜しむことなく、成功に向けて努力された。その時期に広島大学法学部に在籍した同僚のほとんどすべてが、その恩恵に浴しているといっても過言ではない。その一方で、先生ご自身は、多忙な中でも時間を見つけて、ハワイのADR（裁判外紛争解決制度）、司法改革の方向、ミクロネシア連邦の法制度などに関する多数の論文をお書きになり、これまで知られていなかったハワイ及びミクロネシアの法的状況を明らかにされた。

さらに、最近一〇年間の先生の御研究の中心をなすものとしては、民事判決原本に関する御研究に言及しなければならぬ。一九九三年頃から、全国の裁判所で保管されている古い時代の民事判決原本を保存すべきであるという運動が起こり、全国で一〇カ所の国立大学法学部が、明治初期から昭和一八年までに確定した民事事件の民事判決原本を国立公文書館へ移管するまでの間、一時的に保管することになった。先生はこの計画の当初から積極的に参加され、判決原本はわが国の近代司法制度に関する第一級の資料であるとして、判決原本の内容を検討する研究会に参加されるとともに、中国地方の各裁判所に残されている明治期以来の裁判記録を現地を訪れて精力的に調査された。その成果は、いくつかの貴重な論文や随筆となり、民事訴訟法のみならず、法制史あるいは郷土史の分野にも多くの貢献をしている。また、同時にそれらの著作は、判決原本の有する価値を明らかにし、それを保存することの必要性・重要性を広く世の中に知らせることも大いに役立っているものと思われる。

先生の御活動は、以上のような研究の分野にとどまるものではない。先生は、日本民事訴訟法学会、日本私法学会、比較法学会、日独法学会、日米法学会、日本家族《社会と法》学会、中四国法政学会といった多くの学会に所属され、それぞれの学会の運営に尽力されている。特に、日本民事訴訟法学会など、いくつかの学会では広島大学における学会の年次会の開催にも力を尽くされている。また、教育の面では、広島大学において、多くの学部学生あるいは大学院生を指導されているほか、広島修道大学をはじめとする多くの大学・短期大学、あるいは、放送大学広島学習センターなどにおいても、長年にわたって、その広い学識を披露されて、多くの学生を育成されてきた。

また、学問の府の外においては、裁判所の民事・家事の調停委員として、ご活躍されているほか、国・広島県・広島市の多数の各種行政委員会にも所属され、その広い学識とバランス感覚によつて多方面の問題の処理にあたつてこられた。

このように、先生の御活動の場が大学の内外に広く及んでいることは、先生が通常の学者を超えた広い視野を持つておられること、及び、その温厚なお人柄によるものであると思われる。

最後に、紺谷先生の今後のご健康とご活躍、また、これまで、それを傍らから支えてこられた奥様のご健康とご多幸をお祈り申し上げて、筆を置くことにしたい。